

トラック運転者の 変形労働時間制導入のポイント

— 基本編 —

奈良労働局 労働基準部 監督課



今回説明する内容は...

1 基本の労働時間について

2 割増賃金の計算について

3 変形労働時間制の種類

1 基本の労働時間について

- ・労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、トラック運転手の荷待ち時間やタクシー運転手の客待ち時間も含まれる。

原則の労働時間（労働基準法第32条）

- ・休憩時間を除いて**1日8時間、1週間40時間**
- ・ただし、特例措置対象事業場（労働者10人未満の 商業、 映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、 保健衛生業、 接客娯楽業）については、1日8時間、1週間44時間が限度となる。



休憩（労働基準法第34条）

- ・ 労働時間が6時間を超える **45分以上**
 - ・ 労働時間が8時間を超える **60分以上**
- を休憩の途中に与える

原則、全労働者に一斉付与する。
特定の業種 または労使協定の締結により一斉付与の適用除外。

特定の業種

運輸交通業	商業	金融・広告業	映画・演劇業
通信業	保健衛生業	接客娯楽業	官公署

休日（労働基準法第35条）

原則 毎週少なくとも1日

例外 4週を通じて4日以上

要件

就業規則その他これに準ずるもので
4週間の起算日を明らかにする



じゃあ、8時間を超えて残業したり、
休日出勤を命じられるのは法律違反？

事前に届け出をすることで、時間外または休日に労働させることができます。

時間外及び休日の労働（労働基準法第36条）

・時間外労働・休日労働に関する労使協定

労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、そのような労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者と書面による時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署に届け出する必要がある。（36協定）

・時間外労働・休日労働を行わせる場合には、締結した36協定の範囲内とする。

時間外労働及び休日労働の上限について

原則 月45時間・年360時間（ 時間外労働のみ）

（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間）

例外 臨時的な特別な事情があつて、労使が合意する場合

→ 原則の限度時間を超えることができる。その場合でも

- ・ 時間外労働が**年720時間以内**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて**1月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月が限度**としなければならない。

自動車運転の業務については、令和6年3月31日までこの上限規制の適用が猶予されていました。

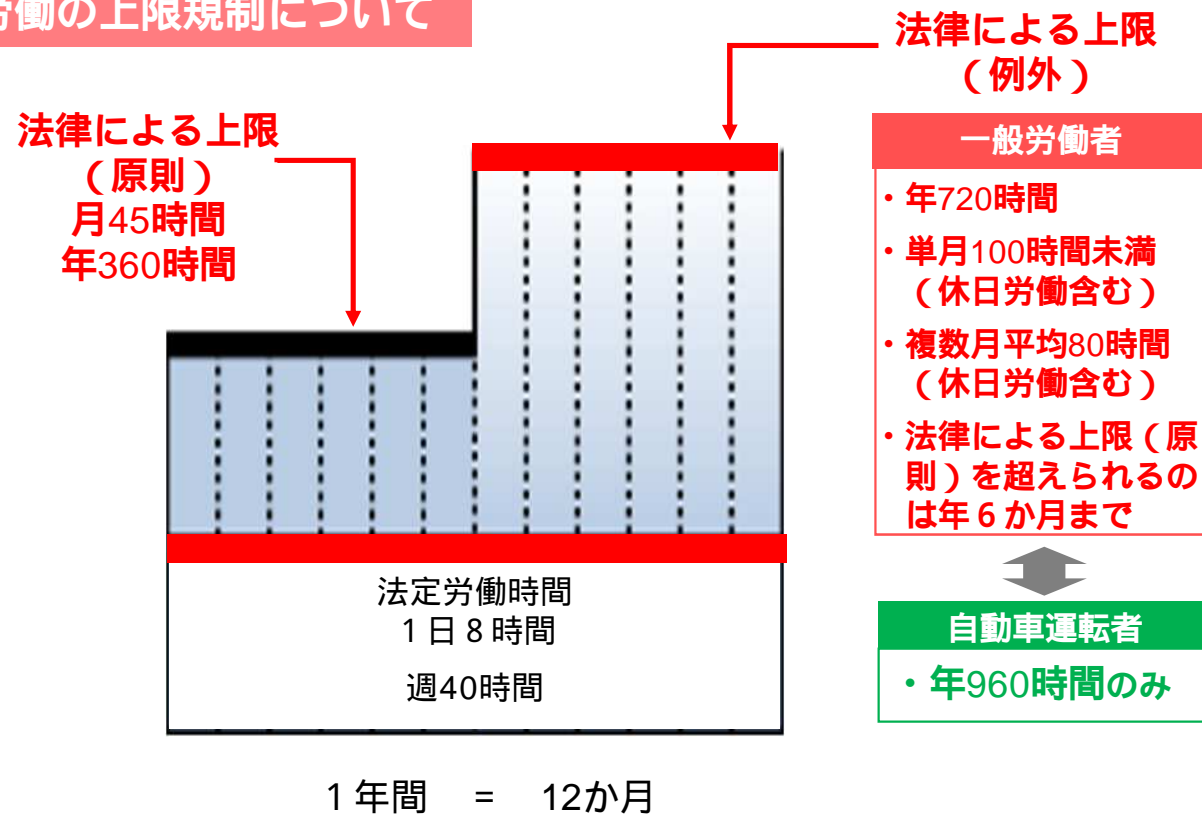
令和6年4月1日以降の自動車運転の業務に適用する上限規制

時間外及び休日の労働（労働基準法第36条）

- ・ 特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない）。
- ・ 時間外・休日労働について「月100時間未満かつ2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。
- ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

目安は、月80時間

自動車運転者の時間外労働の上限規制について



【1ヶ月あたりの法定労働時間と休憩時間について】

1年間の法定労働時間：40時間×52週＝2,080時間、1年間の休憩時間：1時間×5日×52週＝260時間
(2,080時間+260時間)÷12ヶ月＝195時間(休憩時間含む)

この計算は、事業場ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」である。

36協定の届出までの流れ

時間外労働及び休日労働に関する協定を締結

1 か月45時間・1年360時間以内の時間数(1)とする場合

様式第9号の3の4を作成

又は

1 か月45時間・1年360時間を超える時間数(1,2)とする場合

様式第9号の3の5を作成

- 1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。
- 2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間とする場合でも、
自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、
自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が1ヵ月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

の様式に の協定書を添付し、
所轄の労働基準監督署に届出

様式第9号の3の4
又は
様式第9号の3の5
(原本)



時間外労働及び
休日労働に関する協定書
(写)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>

様式第9号の3の4 (第70条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間							
一般貨物自動車運送業(トラック)	運送株式会社 支店	(〒 市 町1-2-3 (電話番号: - -))	年4月1日 から1年間							
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)		起算日 (年月日)	年4月1日
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
					5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
					5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
					3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻				
						9:00~23:00	9:00~23:00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)。								<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		

協定の成立年月日 年 3 月 12 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経理担当事務員
氏名 山田 花子

(又は 運輸労働組合)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

年 3 月 15 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

労働基準監督署長殿

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)		
				延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることのできる回数 (①については6回以内、②については任意。)	法定労働時間を超所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	年4月1日	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	同上	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) 、	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)												
<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)												
協定の成立年月日		年 3 月 12 日										
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名		協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名 山田 花子 (又は 運輸労働組合)										
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法		投票による選挙										
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。		<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。		<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										
年 3 月 15 日		使用者 職名 代表取締役 氏名 田中 太郎										
労働基準監督署長殿												

様式第9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚が必要です。1枚目の記載は前頁の様式第9号の3の4を参照ください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位の 変形労働時間制により労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	装役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を通じて2回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時の場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超過して労働させることができる。

	臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	1日	1箇月	1年	
				延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数
① 下記に該当しない労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	4回	60時間	550時間
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3回	55時間	450時間
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	6時間	8回	75時間	750時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超過して労働させる場合の割増率は35%とする。
なお、時間外労働が1箇月60時間を超過した場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超過して労働させる場合における手続及び限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超過して労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者への医師による面接指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進 ・職場での時短対策会議の開催

4 自動車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超過することとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者(トラック)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超過して運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも○年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日とする。

○年3月12日

運輸労働組合
 執行委員長 ○○○○ 印
 〔又は
 運輸株式会社
 労働者代表 ○○○○ 印
 運輸株式会社
 代表取締役 ○○○○ 印〕

2

割増賃金の計算について

時間外、休日および深夜の割増賃金（労働基準法第37条）

時間外・法定休日および深夜労働は、割増賃金を支払わなければならない。

時間外・法定休日・深夜の労働に対する割増賃金率

法定時間外労働	25%以上
月60時間を超える法定時間外労働（令和5年4月から）	50%以上
法定休日労働	35%以上
深夜労働（午後10時～午前5時）	25%以上

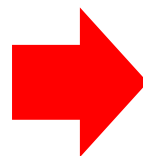


36協定を届け出ている時間外・休日の労働が認められていても、割増賃金の支払いは必要です。

月60時間を超える法定時間外労働

【改正前】

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間〕 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



【改正後】令和5年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% 中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間〕 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

中小事業主の範囲

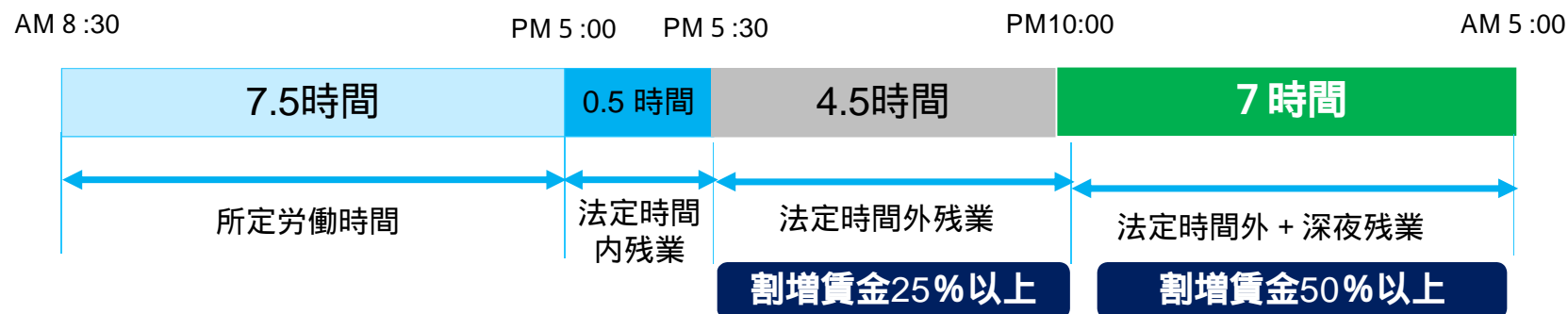
資本金の額または出資の総額		常時使用する労働者数	
小売業	5,000万円以下	小売業	50人以下
サービス業 (例：情報通信業、病院、 不動産業、宿泊業等)		サービス業	100人以下
卸売業	1億円以下	卸売業	300人以下
上記以外 (例：製造業、建設業、 運輸業等)	3億円以下	上記以外	

または

時間外（法定外休日）労働の割増賃金率

例）所定労働時間が午前8時30分から午後5時（休憩1時間）までの場合

PM 5:00 ~ PM 5:30	1時間当たりの賃金 × 1.00 × 0.5時間	法定時間内残業 法定時間外残業 法定時間外 + 深夜残業
PM 5:30 ~ PM10:00	1時間当たりの賃金 × 1.25 × 4.5時間	
PM10:00 ~ AM 5:00	1時間当たりの賃金 × 1.50 (1.25 + 0.25) × 7時間	

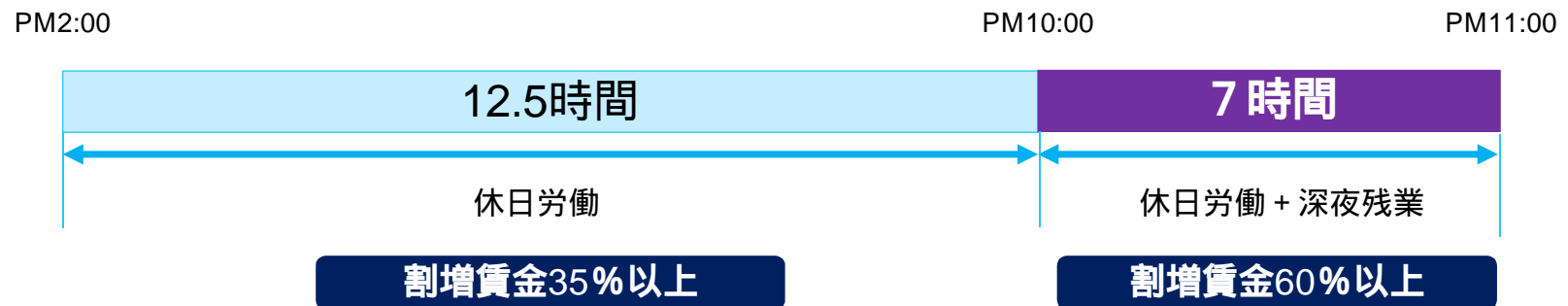


法定休日労働の割増賃金率

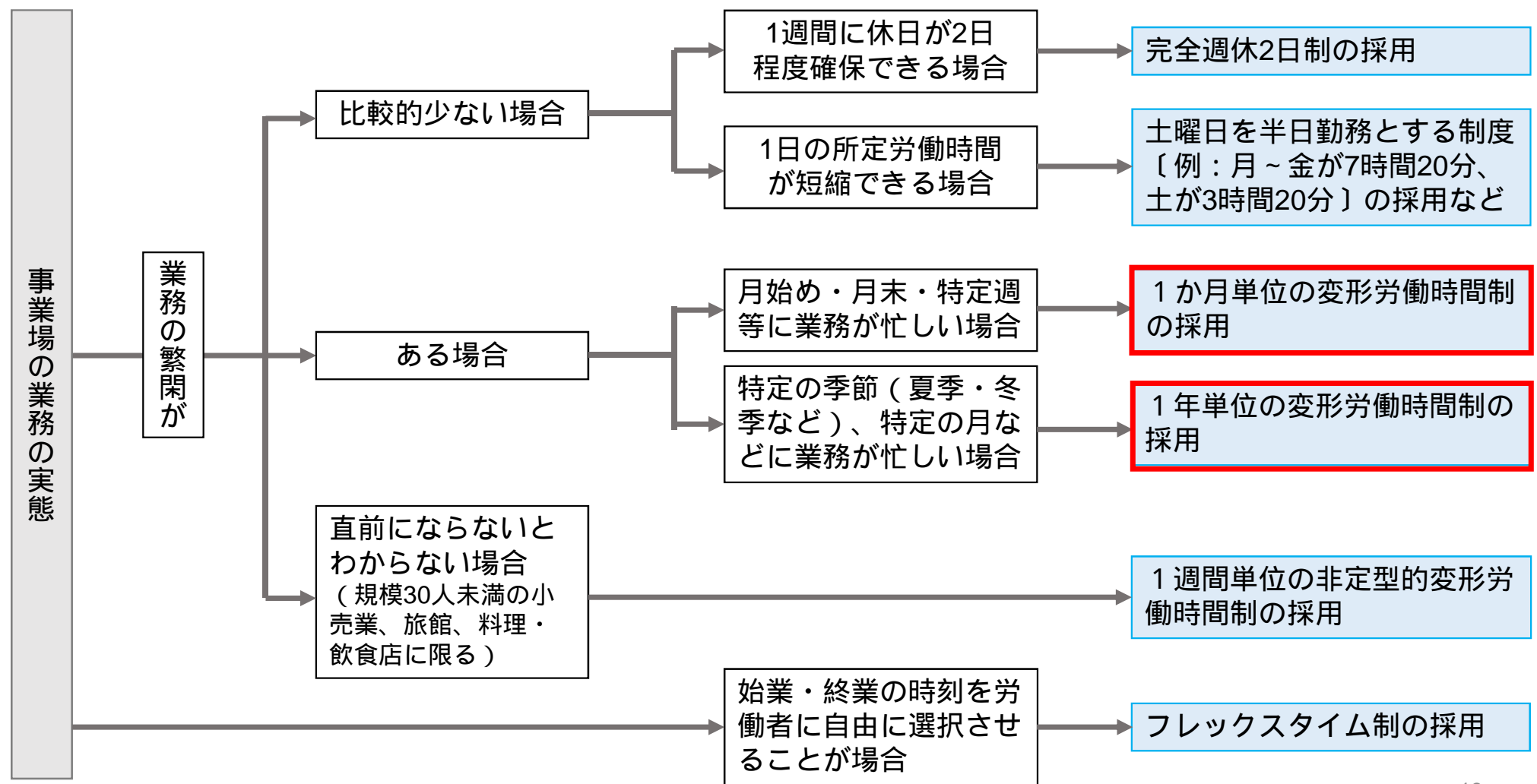
例) 法定休日に午後2時から午後11時(休憩1時間)まで労働させた場合

PM 2:00 ~ PM10:00	1時間当たりの賃金 × 1.35 × 7時間
PM10:00 ~ PM11:00	1時間当たりの賃金 × 1.60 (1.35 + 0.25) × 1時間

法定休日労働
法定休日労働 + 深夜残業



3 変形労働時間制の種類



ご視聴ありがとうございました